

令和 8 年第 3 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

報告第 5 号	令和 7 事業年度株式会社まちづくり巖原経営状況報告について-----	5 別冊
報告第 6 号	令和 7 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について-----	7 別冊
報告第 7 号	令和 7 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について-----	9 別冊
報告第 8 号	令和 7 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について -----	1 1 別冊
報告第 9 号	令和 7 事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について---	1 3 別冊
報告第 10 号	令和 7 年度対馬市一般会計継続費精算報告について-----	1 5
報告第 11 号	令和 7 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について-----	1 9
認定第 1 号	令和 7 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について-----	2 1 別冊
認定第 2 号	令和 7 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について-----	2 3 別冊
認定第 3 号	令和 7 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について-----	2 5 別冊
認定第 4 号	令和 7 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について---	2 7 別冊
認定第 5 号	令和 7 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について-----	2 9 別冊
認定第 6 号	令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	3 1 別冊
認定第 7 号	令和 7 年度対馬市水道事業会計決算の認定について-----	3 3 別冊
認定第 8 号	令和 7 年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について -----	3 5 別冊
議案第 58 号	令和 8 年度対馬市一般会計補正予算（第 5 号）-----	別冊
議案第 59 号	令和 8 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 1 号）-----	別冊
議案第 60 号	令和 8 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）-----	別冊
議案第 61 号	令和 8 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第 1 号）-----	別冊
議案第 62 号	令和 8 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 2 号）-----	別冊

議案第 6 3 号	対馬市手数料条例の一部を改正する条例-----	3 7
議案第 6 4 号	対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例-----	3 9
議案第 6 5 号	対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 -----	4 1
議案第 6 6 号	対馬市情報センター条例の一部を改正する条例-----	4 3
議案第 6 7 号	対馬市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例-----	4 5
議案第 6 8 号	対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例-----	5 9
議案第 6 9 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について-----	6 3
議案第 7 0 号	市道の認定について（安神峠線）-----	7 9

報告第 5 号

令和 7 事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社まちづくり厳原の令和 7 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 6 号

令和 7 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬市農業振興公社の令和 7 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 7 号

令和 7 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬地域商社の令和 7 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 8 号

令和 7 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定
により、公益財団法人対馬栽培漁業振興公社の令和 7 事業年度経営状況
を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 9 号

令和 7 事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬市国際交流協会の令和 7 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 10 号

令和 7 年度対馬市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和7年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他	
7	1	あ そ う べ い パ ー ク 整 備 事 業	6	円 299,407,000	円 149,703,000	円 149,700,000	円 0	円 4,000	円 145,922,700	円 72,961,000	円 72,960,000	円 0	円 1,700	円 153,484,300	円 76,742,000	円 76,740,000	円 0	円 2,300
	7		94,824,000	47,905,000	46,200,000	0	719,000	248,304,098	124,152,000	123,340,000	812,098	△ 153,480,098	△ 76,247,000	△ 77,140,000	0	△ 93,098		
	計		394,231,000	197,608,000	195,900,000	0	723,000	394,226,798	197,113,000	196,300,000	0	813,798	4,202	495,000	△ 400,000	0	△ 90,798	

令和7年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源			
					国県支出金	地 方 債			その他	国県支出金			地 方 債	その他		国県支出金	地 方 債	その他
9	1	防災行政情報伝達システム整備事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
消	消		6	610,518,000	0	610,400,000	0	118,000	609,022,000	609,000,000	22,000	1,496,000	0	1,400,000	0	96,000		
防	防		7	757,298,000	0	757,200,000	0	98,000	757,164,800	757,100,000	64,800	133,200	0	100,000	0	33,200		
費	費		計	1,367,816,000	0	1,367,600,000	0	216,000	1,366,186,800	0	1,366,100,000	0	86,800	1,629,200	0	1,500,000	0	129,200

令和7年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他			国県支出金	地 方 債	その他	
10	3	厳原中学校大規模改造（特別教室）事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
教 育 費	中 学 校 費		6	105,183,000	12,689,000	65,000,000	26,000,000	1,494,000	48,728,000	12,689,000	32,300,000	3,000,000	739,000	56,455,000	0	32,700,000	23,000,000	755,000
			7	75,051,000	23,416,000	38,200,000	13,000,000	435,000	131,504,182	23,416,000	70,900,000	36,000,000	1,188,182	△ 56,453,182	0	△ 32,700,000	△ 23,000,000	△ 753,182
	費	計	180,234,000	36,105,000	103,200,000	39,000,000	1,929,000	180,232,182	36,105,000	103,200,000	39,000,000	1,927,182	1,818	0	0	0	1,818	

報告第 1 1 号

令和 7 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

1 健全化判断比率（法第 3 条関係）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9. 6	3 8. 1
早期健全化基準	（ 1 2. 6 3 ）	（ 1 7. 6 3 ）	（ 2 5. 0 ）	（ 3 5 0. 0 ）
財政再生基準	（ 2 0. 0 0 ）	（ 3 0. 0 0 ）	（ 3 5. 0 ）	—

備考 実質収支額及び連結実質収支額が赤字でないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値なし。

2 資金不足比率（法第 2 2 条関係）

（単位：％）

特 別 会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
水 道 事 業 会 計	—
漁業集落排水事業会計	—
旅客定期航路事業特別会計	—

備考 資金の不足額がない会計は、資金不足比率は数値なし。

認定第 1 号

令和 7 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度対馬市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 2 号

令和 7 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 3 号

令和 7 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 4 号

令和 7 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 5 号

令和 7 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 6 号

令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定によ
り、令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監
査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 7 号

令和 7 年度対馬市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度対馬市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 8 号

令和 7 年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度対馬市漁業集落排水事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 3 号

対馬市手数料条例の一部を改正する条例

対馬市手数料条例（平成 1 6 年対馬市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による申請及び請求については、適用しない。

別表第 1 中

「

住民票の写しの交付手数料	1 通につき	3 0 0 円
--------------	--------	---------

」を

「

住民票の写しの交付手数料	1 通につき	3 0 0 円（ただし、多機能端末機により交付する場合は、1 通につき 2 0 0 円）
--------------	--------	--

」に、

「

印鑑に関する証明手数料	1 件につき	3 0 0 円
-------------	--------	---------

」を

「

印鑑に関する証明 手数料	1 件につき	3 0 0 円（ただし、多機能端末機 により交付する場合は、1 件につ き 2 0 0 円）
-----------------	--------	--

」に、

「

所得証明手数料	1 件につき	3 0 0 円
市県民税・固定資 産税課税証明手 数料	1 件につき	3 0 0 円

」を

「

所得証明手数料	1 件につき	3 0 0 円（ただし、多機能端末機 により交付する場合は、1 件につ き 2 0 0 円）
市県民税課税証明 手数料	1 件につき	3 0 0 円（ただし、多機能端末機 により交付する場合は、1 件につ き 2 0 0 円）
固定資産税課税証 明手数料	1 件につき	3 0 0 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 3 日から施行する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 4 号

対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

対馬市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 号中「カナ氏名」を「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該片仮名表記」に改め、同条第 5 号中「出生年月日」を「生年月日」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「うち、」の次に「同条第 1 号、第 2 号及び」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請）

第 1 4 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているもの

に限る。)を使用して、自ら多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。)を利用し、印鑑登録の証明を申請することができる。

附 則

この条例は、令和9年1月13日から施行する。ただし、第7条及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年9月8日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 5 号

対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

対馬市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 6 年
対馬市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 6 号

対馬市情報センター条例の一部を改正する条例

対馬市情報センター条例（平成 2 0 年対馬市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 8 条」の次に「、第 1 0 条」を加え、「、第 1 7 条及び第 1 9 条」を「及び第 1 8 条」に改める。

第 3 条第 2 項中「利用しようとする者」を「利用する者」に改める。

第 4 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「公共」を「テレビ放送等を通じた公共」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 9 号中「非常災害」を「テレビ放送及び文字放送等を通じた非常災害」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とし、同条第 1 2 号中「前 1 1 号」を「前 1 0 号」に改め、同号を同条第 1 1 号とする。

第 6 条中「、受信所及び中継所」を「及び受信所」に改め、同条の表サブセンターの部及び中継所の部を削る。

第 1 0 条の見出し中「及び負担金」を削り、同条第 1 項中「加入者」を「施設が行うサービスに加入しようとする者」に改め、同条第 2 項から第 5 項までを削る。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「Ⅱ」を「基本使用料」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 1 2 条の見出し中「負担金及び」を削り、同条中「第 1 0 条第 2 項の負担金及び」を削る。

第 1 5 条を削る。

第 1 6 条第 2 項を削り、同条を第 1 5 条とする。

第 17 条を第 16 条とし、第 18 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則中第 1 項の見出し及び同項の項番号を削る。

附則中第 2 項の前の見出し及び同項を削る。

附則第 3 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(利用の休止に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の対馬市情報センター条例第 15 条の規定により利用の休止の承認を受けている者であって、令和 8 年 12 月 31 日までに利用の再開の届出をしないものは、同日をもって脱退したものとみなす。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 7 号

対馬市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(対馬市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市職員の旅費に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第 1 章 総則」を削る。

第 1 条中「(市が給与又は報酬を支給している者をいう。以下同じ。)」を削る。

第 2 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「職員については、」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、」に、「又は居所)」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削り、同項第 8 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項を削る。

第3条第3項中「法第16条第2号から第5号まで」を「法第16条各号」に改め、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)」を受け」に、「において」を「その他市長が別に定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故又は」を削る。

第4条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「基づき、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「旅行に関する」を削り、「し、これを指示する」を「する」に改め、「、これを当該旅行者に提示し」を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第19条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条の前の見出しを削り、同条から第14条までを次のように改める。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第

2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行す

る自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員等が所有する自家用車を借上げ、旅行に使用する場合においては、片道の路程(1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の路程)1キロメートルにつき40円を乗じて得た額をその他の交通費の額に加算することができる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。)別表第2で定める宿泊費基準額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。この場合において、職員に対応する国家公務員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める財務省令における国家公務員とする。

(1) 市長等 指定職職員等

(2) 一般職の職員 職務の級が10級以下の者

- 2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は財務省令別表第3で定める1夜当たりの定額とする。

- 2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

- 3 この条例により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

「第 2 章 内国旅行の旅費」を削る。

第 15 条から第 27 条までを次のように改める。

（転居費）

第 15 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、次に掲げる額とする。

- （1） 赴任の際家族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- （2） 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
- （3） 赴任の際家族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第 3 号の場合において、家族を移転した際における移転費の定額が、職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際における移転費の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

（着後滞在費）

第 16 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第 17 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第 18 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第 19 条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号に掲げる場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第 5 で定める額とする。

（退職者等の旅費）

第 20 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費

は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

２ 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

３ 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第２１条 第３条第２項第２号、第３号又は第５号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第２２条 第３条第４項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別な定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第２３条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第８条から第１１条までに掲げる各費用について、当該各条及び第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２ 宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第１２条、第１３条、第１６条及び第１８条並びに第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第24条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別に定める請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出等命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後別に定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

（随行旅費）

第25条 一般職の職員が公務のため、市長等、議長及び議長の代理者に随行して旅行する場合の旅費額については、当該市長等、議長及び議長の代理者の旅費額に準ずる。

（旅費の調整）

第26条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第27条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

「第3章 外国旅行の旅費」を削る。

第28条及び第29条を次のように改める。

(旅費の返納)

第28条 支出等命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出等命令権者は、前項の規定する返納に代えて、当該支出等命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(会計年度任用職員の旅費)

第29条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、一般職の職員に相当する額の旅費を支給する。

第30条から第37条までを削る。

「第４章 雑則」を削る。

第３８条及び第３９条を削る。

第４０条を第３０条とする。

別表第１を次のように改める。

別表（第１５条関係）

区分	路程５０キロメートル未満	路程５０キロメートル以上１００キロメートル未満	路程１００キロメートル以上３００キロメートル未満	路程３００キロメートル以上５００キロメートル未満	路程５００キロメートル以上１,０００キロメートル未満	路程１,０００キロメートル以上１,５００キロメートル未満	路程１,５００キロメートル以上２,０００キロメートル未満	路程２,０００キロメートル以上
市長等	１５３,０００円	１７７,０００円	２１８,０００円	２６９,０００円	３５６,０００円	３７５,０００円	４０１,０００円	４６５,０００円
一般職の職員	１２６,０００円	１４４,０００円	１７８,０００円	２２０,０００円	２９２,０００円	３０６,０００円	３２８,０００円	３８１,０００円

別表第２を削る。

（対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年対馬市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「別表第１に規定する車賃及び宿泊料」を「対馬市職員の旅費に関する条例（平成１６年対馬市条例第５０号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等に対して支給される額に相当する額のその他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第４条中「別表第１及び別表第２に規定する」を「旅費条例に規定する市長等に対して支給される額に相当する額の」に改める。

別表第１及び別表第２を削る。

（対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年対馬市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表中「副市長及び教育長」を「市長等」に改める。

（対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年対馬市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

対馬市会計年度任用職員であるスクールソーシャルワーカーの報酬等に関する条例

第1条中「報酬及び費用弁償」を「報酬等」に改める。

第4条の見出し及び同条中「費用弁償」を「旅費」に改める。

（対馬市参考人等の費用弁償条例の一部改正）

第5条 対馬市参考人等の費用弁償条例（平成16年対馬市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

第4条第2項中「日当及び宿泊料」を「宿泊費」に改め、「別表第1」を削り、「副市長、教育長」を「市長等」に改める。

（対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年対馬市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第29条を削り、第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

（対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 7 条 対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年対馬市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条を削り、第 27 条を第 26 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行については、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定による改正後の対馬市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第 28 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に適用する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 8 号

対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例

対馬市営航路船舶使用料条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 9 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

普通乗船料金

仁 位						
円 420	佐志賀					
460	円 140	嵯峨				
630	320	円 260	貝 鮒			
930	600	490	円 430	水 崎		
930	600	490	430	円 70	加志々	
1,080	790	790	590	680	円 680	長板浦

備考

- 1 本表は、大人片道運賃を示す。
- 2 小児運賃（6 歳以上 1 2 歳未満）については、大人運賃の 2 分の 1 の額（1 0 円未満の端数は、1 0 円に切り上げ）とする。
- 3 1 歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する 1 歳以

上 6 歳未満の小児の運賃であって、大人 1 人につき 1 人まで無料とする。

4 大人に同伴されて乗船する 1 歳以上 6 歳未満の小児であって大人 1 人につき 1 人を超えるものは小児運賃とする。

5 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する 1 歳以上 6 歳未満の小児は小児運賃とする。

別表第 2（第 5 条関係）

定期乗船料金

仁 位						
円 15,120 10,080	佐志賀					
円 16,560 11,040	5,040 3,360	嵯 峨				
22,680 15,120	11,520 7,680	円 9,360 6,240	貝 鮒			
33,480 22,320	21,600 14,400	17,640 11,760	円 15,480 10,320	水 崎		
33,480 22,320	21,600 14,400	17,640 11,760	15,480 10,320	円 2,520 1,680	加志々	
38,880 25,920	28,440 18,960	28,440 18,960	21,240 14,160	24,480 16,320	円 24,480 16,320	長板浦

備考

上段 普通定期乗船料金

下段 通学定期乗船料金

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の定期乗船に係る料金を施行日前に納入した場合における料金の額は、この条例による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 9 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 8 8 号)第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町久田辺地
(辺地の人口 1,712 人 面積 6.8 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 久田、白子、堀田
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町久田370番地1
- ③辺 地 度 点 数 174 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○公民館・その他の集会施設

市民の利用頻度が高い厳原総合公園のテニスコートは、経年劣化によりコート面の人工芝に摩耗や裂けが生じており、安全上の課題を抱えている。本事業では、重大な事故を未然に防止するため、これら老朽化した人工芝を更新することで、施設の延命化を図り、市民が昼夜を問わず安全に利用できる競技環境を維持・整備するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名 事業 主体名	区分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
公民館・その他の 集会施設	市	14,251	0	14,251	14,200
合計		14,251	0	14,251	14,200

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町佐保辺地
(辺地の人口 141 人 面積 7.6 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 佐保、卯麦
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町佐保392番地2
- ③辺 地 度 点 数 275 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

対馬市消防団豊玉第1分団（卯麦地区）に配備している消防団積載自動車は、老朽化により動力ポンプ及び車両の機動性の低下がみられ、有事における地域住民の生命及び財産を守るための信頼性が著しく低下している。このため、順次車両を更新し、地域の消防機動力の向上を図るものである。

3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		18,726	0	18,726	18,700
合計			18,726	0	18,726	18,700

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町唐洲辺地
(辺地の人口 109 人 面積 5.7 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 唐洲、貝口
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町唐洲1番地3
- ③辺 地 度 点 数 334 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

対馬市消防団豊玉第5分団（唐洲地区）に配備している消防団積載自動車は、老朽化により動力ポンプ及び車両の機動性の低下がみられ、有事における地域住民の生命及び財産を守るための信頼性が著しく低下している。このため、順次車両を更新し、地域の消防機動力の向上を図るものである。

3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		18,726	0	18,726	18,700
合計			18,726	0	18,726	18,700

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町鑓川辺地
(辺地の人口 71 人 面積 2.8 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 鑓川
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町鑓川15番地2
- ③辺 地 度 点 数 280 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○飲料水供給施設

鑓川辺地内の塩戸地区は、以前より、渇水期には対馬島内で真っ先に水源が枯渇し、逼迫した水不足になる地区であり、制限給水もやむを得ない状況となっている。

このような生活環境を改善するため、隣接する水源水量が豊富な千尋藻辺地内の乙宮地区との間に連絡管を整備することで、安定的な給水体制を確保するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
飲料水供給施設	市		80,000	40,000	40,000	40,000
合計			80,000	40,000	40,000	40,000

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町千尋藻辺地
(辺地の人口 220 人 面積 4.1 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 千尋藻
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町千尋藻141番地8
- ③辺 地 度 点 数 303 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○飲料水供給施設

千尋藻辺地と隣接する鑓川辺地内の塩戸地区は、以前より、渇水期には対馬島内で真っ先に水源が枯渇し、逼迫した水不足になる地区であり、制限給水もやむを得ない状況となっている。

このような生活環境を改善するため、水源水量が豊富な千尋藻辺地内の乙宮地区から塩戸地区へ送水するための連絡管を整備することで、安定的な給水体制を確保するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
飲料水供給施設	市		80,000	40,000	40,000	40,000
合計			80,000	40,000	40,000	40,000

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市峰町佐賀辺地
(辺地の人口 500 人 面積 8.4 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 佐賀
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市峰町佐賀491番地3
- ③辺 地 度 点 数 258 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

対馬市消防署中部支署峰出張所に配備されている消防ポンプ自動車は、購入から22年が経過し、老朽化に伴う機械故障が懸念されるとともに、エンジン及び駆動系の修理が高額となっているほか、主ポンプ及び真空ポンプについては部品の製造中止により修理不能な状況にあることから、この車両を更新し、地域の消防機動力の向上及び消防力の強化を図るものである。

3. 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		87,748	0	87,748	87,700
合計			87,748	0	87,748	87,700

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町厳原辺地
(辺地の人口 4,651 人 面積 12.8 Km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|------------------|--|
| ①辺地を構成する町又は字の名称 | 厳原町北里、東里、西里、棧原、宮谷、日吉、天道茂、中村、今屋敷、田渕、大手橋、国分、久田道、久田 |
| ②地 域 の 中 心 の 位 置 | 対馬市厳原町田渕781番地 |
| ③辺 地 度 点 数 | 157 点 |

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

○消防施設

厳原辺地内は道路狹隘地区が複数存在し、現在は4WS性能を有する高規格救急車に対応しているが、今後当該救急車は製造されないことが決定している。そのため、傷病者の救命率及び社会復帰率の向上を目指す救急救命に対する負託に応じるため、コンパクトな2B型救急自動車を購入するもの。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う水道改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○通学施設

令和9年度より厳原中学校内に虹の原特別支援学校対馬分校（小学部・中学部）が新設されることに伴い、通学手段の確保が新たに必要となる。このため、車椅子利用の児童・生徒に対応した固定装置を備えた特装車両（スクールバス）を導入し、安全で安心な通学環境の整備を図るものである。

○学校給食施設

厳原学校給食共同調理場において、平成11年度の導入から25年が経過し、老朽化が著しい「真空冷却機」を更新するものである。本機は、和え物等の調理工程において食中毒菌や微生物の増殖を抑制する「急速冷却処理」を担う、衛生管理上の最重要設備であり、日々の給食運営に欠かせない。

本事業により、経年劣化に伴う故障リスクを解消し、徹底した衛生管理体制のもと、厳原地区の児童・生徒へ安全・安心な学校給食を将来にわたって安定供給できる環境を整備する。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		24,077	0	24,077	24,000
消防施設	市		19,394	0	19,394	19,300
消防施設	市		8,129	0	8,129	8,100
通学施設	市		14,341	0	14,341	14,300
学校給食施設	市		10,786	0	10,786	10,700
合計			76,727 (51,600)	0 (0)	76,727 (51,600)	76,400 (51,400)

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町下原辺地
(辺地の人口 291 人 面積 35.6 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町下原、床谷、日掛、上山、檜根
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町下原515番地19
- ③辺 地 度 点 数 249 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

林道シワカウ線は厳原町檜根地区の重要な生活・産業基盤であるが、未舗装のため降雨のたびに路盤が流出し、通行の支障と維持補修費の増大が課題となっている。

このため、コンクリート舗装および横断溝の整備を行うことで路面浸食を根本的に防止する。適切な排水対策と路面の堅牢化を図ることで、行政コストの低減と地域住民の安全な通行環境を維持するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市		89,270 (79,050)	43,500 (37,750)	45,770 (41,300)	45,700 (41,200)
合計			89,270 (79,050)	43,500 (37,750)	45,770 (41,300)	45,700 (41,200)

総合整備計画書(案)

長崎県対馬市美津島町雑知辺地
(辺地の人口 3,738 人 面積 14.7 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町雑知
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市美津島町雑知乙497番地7
- ③辺 地 度 点 数 211 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

林業専用道雑知焼松線は、利用区域面積77haのうち、人工林は67haを占め、そのほとんどは、これまでに切り捨て間伐が繰り返されてきたが、今後は利用間伐による材の販売収入が得られる状況になっている。

現在は長期的な利用に耐える基幹路網の整備がなされていないため、木材の搬出のためには長い延長の作業道開設が必要で、多大なコストがかかる状況である。効率的な利用間伐による山林所有者の収入確保や、将来的な主伐とその後の更新による持続可能な森林経営が不可能な状況である。

このため、本路線の開設により森林資源の効率的な有効利用を実現し、地域山林の持続的な経営実現を図る。

○学校給食施設

美津島学校給食共同調理場給食運搬車は使用開始から25年が経過し、走行距離も28万kmを超え、故障が頻繁に発生していることから、安全で安心した配送を実施できる体制を確保するため更新する。

○消防施設

常備消防に配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年以上経過し、老朽化により機械故障が懸念され、エンジン及び駆動系の修理で高額となっている。主ポンプ及び真空ポンプが故障した場合、部品が製造中止のため修理不可能であることから、車両を更新するもの。

○公民館・その他の集会施設

築40年以上が経過した美津島体育館は、屋根の老朽化による深刻な漏水が発生しており、天井材の腐食・崩落の危険や床材の損傷を招くなど、スポーツ施設としての安全な利用に重大な支障をきたしている。本事業では、屋根の防水改修を実施することで漏水を根本的に解消し、施設の耐用年数を延伸させるとともに、競技環境の維持・向上を図り、市民が安全・安心に利用できる環境を整備するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市	24,600	14,640	9,960	9,900
学校給食施設	市	6,332	0	6,332	6,300
消防施設	市	85,069	0	85,069	85,000
公民館・その他の 集会施設	市	11,423	0	11,423	11,400
合計		127,424 (116,001)	14,640 (14,640)	112,784 (101,361)	112,600 (101,200)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町吹崎辺地
（辺地の人口 151 人 面積 13.9 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町箕形、吹崎、加志
- ②地域の中心の位置 対馬市美津島町吹崎169番地
- ③辺地度数 292 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設

中西部簡易水道は昭和42年に創設し、昭和55年に、箕形地区と統合し、事業を行い現在に至っているが、施設の老朽化が著しく安定供給に苦慮している現状であるため、本事業を実施し、清浄にして安定した水の供給を図り、生活環境の改善に寄与するものである。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う水道改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○消防施設

本施設は、美津島第10分団の消防拠点施設として昭和63年に建設され、地域の消防防災機能の向上に努めてきたが、老朽化による雨漏りなどにより消防団活動に支障が出ている状況である。

火災や災害時に早急に対応できる消防団拠点機能を維持するため、新たに建設するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市	708,160 (681,000)	530,978 (340,000)	177,182 (341,000)	176,900 (170,000)
消防施設	市	3,872 (8,129)	0 (0)	3,872 (8,129)	3,800 (8,100)
消防施設	市	53,490	0	53,490	53,400
合計		765,522 (742,619)	530,978 (340,000)	234,544 (402,619)	234,100 (231,500)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書(案)

長崎県対馬市上県町佐須奈辺地
(辺地の人口 817 人 面積 15.9 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上県町佐須奈、佐護東里、西津屋
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上県町佐須奈乙948番地
- ③辺 地 度 点 数 272 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

○診療施設

佐須奈診療所において、レントゲン撮影と一体化して運用されているデジタル画像診断システムは、導入から20年以上が経過し、画像の生成に時間を要し、診療に支障をきたしている。故障時には修理対応が困難である可能性もあることから、安定的な医療提供と診断の効率化を図るため、新たなシステムへの更新をするもの。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		<u>87,748</u> (24,077)	<u>0</u> (0)	<u>87,748</u> (24,077)	<u>87,700</u> (24,000)
診療施設	市		4,290	1,383	2,907	2,900
合計			<u>92,038</u> (28,367)	<u>1,383</u> (1,383)	<u>90,655</u> (26,984)	<u>90,600</u> (26,900)

※ () 書きは変更前の金額

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上対馬町浜久須辺地
(辺地の人口 274 人 面積 19.7 Km²)

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町浜久須、富浦、唐舟志、大増、玖須
- ② 地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町浜久須254番地
- ③ 辺 地 度 点 数 283 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

- 簡易水道施設
中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。
- 通学施設
スクールバスを利用する児童生徒が天候に左右されることなく、安心安全に通学できるための待合所を新築し、通学環境の整備を図る。
- 集会施設
本施設は昭和56年の建築から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しく建物外壁の劣化などが散見され、一部では雨漏りが生じている状況である。本施設はこれまで地区の集会や行事、高齢者の健康体操などで利用されており、地区住民にとって重要な拠点施設となっているため、コミュニティの醸成及び高齢者福祉の向上などに資する施設として、地域住民が安心して利用できる施設環境を整えるもの。
- 公民館・その他の集会施設
市民の利用頻度が高い上対馬総合運動公園のテニスコートは、経年劣化により照明設備に腐食・不点灯が生じており、安全上の課題を抱えている。本事業では、重大な事故を未然に防止するため、これら老朽化した照明設備の一部を更新することで、施設の延命化を図り、市民が昼夜を問わず安全に利用できる競技環境を維持・整備するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間 (単位：千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市	892,786	446,393	446,393	223,000
通学施設	市	13,600	0	13,600	13,600
集会施設	市	12,623	0	12,623	12,600
公民館・その他の 集会施設	市	14,251	0	14,251	14,200
合計		933,260 (919,009)	446,393 (446,393)	486,867 (472,616)	263,400 (249,200)

※ () 書きは変更前の金額

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上対馬町一重辺地
(辺地の人口 90 人 面積 7.5 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町一重
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町一重633番地
- ③辺 地 度 点 数 371 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

本路線は、林道一重線を起点とする林業専用道として開設するものである。整備にあたっては、法面工による斜面の安定化を図るとともに、急勾配や曲線部等の主要箇所へのコンクリート路面工の実施、横断溝・横断暗渠の適切な配置を行い、降雨による路面洗掘や路盤流出を防止する。

これにより、利用区域内における除間伐の促進と伐採木の円滑な搬出を可能とし、森林資源の効率的な有効利用と地域山林の持続的な経営基盤の確立を図るものである。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市		374,104 (314,976)	225,711 (188,960)	148,393 (126,016)	148,300 (125,900)
合計			374,104 (314,976)	225,711 (188,960)	148,393 (126,016)	148,300 (125,900)

※ () 書きは変更前の金額

議案第 7 0 号

市道の認定について（安神峠線）

次の路線を市道に認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

番 号	路 線 名	起 点
		終 点
1 - 8 3 7	安神峠線	対馬市厳原町尾浦 1 6 7 番 2 0 地先から
		対馬市厳原町安神 1 8 2 番 1 0 5 地先まで

市道 安神峠線 (1-837) 平面図



起点

終点

移管区間 延長 948.3m

対馬市厳原町尾浦167番20地先

対馬市厳原町安神182番105地先

